肝炎治療受給者証(インターフェロンフリー治療)交付申請書													
申請	ふ氏	りがな 名							性	別	男	女	
者(助成を受けようとする者)	生	年月日	明昭	大 平	年	月	日		職	業			
	住	所	₹	〒 (電話番号									)
		加入医療保険	被保	険者氏名	1			申記続	青者との 柄				
			保『	険 種 別	協・	組・共・	国・後	記名	号・番号				
		保 険	保	) 者 名	1								
	1 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる)												
病 名	2	代償性肝	注[性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる) 注:該当の番号を○で囲んでください。										
	3 非代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)												
本助成制 度の利用 歴	1 あり (山口県 ・ 県外 〔都道府県名 〕 ) 受給者証番号 〔 〕 注:該当の番号を○で囲み、 有効期間 (年 月 日~ 年 月 日) 1 の場合は必要事項を												
	2 なし(今回が初めての申請) 記入してください									ださい。			
保険医療機関・保険	所	在		地									
	名			称									
	所	在		地									
	名			称									
	所	在		地									
険 薬 局	名			称									
インターフェロンフリー治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、肝炎治療受給者証〔 <b>インターフェロンフリー治療</b> 〕の交付を申請します。													
申請者氏名													
(押印不要、代理人の場合は代理人の氏名を記載)									載)				
	年	月	日	126									
Щ	П	県 知	事	様									

(注) 助成を受けることができるのは、裏面の<u>認定基準を満たした場合に限られます</u>ので、申請に当たっては主治医等とよく御相談ください。

※受給者証は、県の肝炎認定協議会で助成基準にそっていると認定された場合に交付されます。認定された場合の受給者証の有効期間は、<u>原則としてこの交付申請書を受理した日が属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に即した期間</u>となります。

一下記には申請者は記入しないでください。

保健原	所	経 由 保 健 所 名		保 健 所	保健所受付日	年 月 日	
記	入	欄	世帯の市町村民税課税年額	(所得割)	(所得割+均等割)	階層区分	甲 · 乙
本語	果記載	<b>戊欄</b>	進達受付日	年 月	日受給者番号		

## 肝炎治療受給者証(インターフェロンフリー治療)の交付申請をされる方へ

## 《申請にあたって必要となる書類等は次のとおりです》

- ① 肝炎治療受給者証(インターフェロンフリー治療)交付申請書
- ② 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書
- ③ 世帯員全員が記載されている住民票(市町役場で発行されたもの。コピーは不可。)
- ④ 世帯員全員の市町民税課税年額を証明する書類(市町役場で発行されたもの。コピーは不可。)
- ⑤ 申請者の氏名が記載された次のアイウエのうち1つを添付(又は申請窓口にご持参ください) ア マイナポータルからダウンロードした資格情報を印刷したもの
  - イ 資格情報のお知らせ(写し) ウ 資格確認書(写し)
  - エ 被保険者証(写し)※経過措置として令和6年12月1日から1年間は、住所等の変更がない限り、従前どおり「被保険者証(写し)」による提出もできます。
- ⑥ 市町民税合算対象除外に関する書類 … 対象となる場合のみ提出
  - ▶ 市町民税合算対象除外希望申請書
  - ▶ 合算除外を希望する世帯員と、申請者本人及び申請者配偶者との関係について、相互に地方税法 上・医療保険上の扶養関係にないことを証明できる書類

上記①~⑤ (合算除外申請をされる場合は①~⑥) を整えて、<u>住所地を管轄する健康福祉センター(下</u>関市の場合は、下関市立下関保健所)に御提出ください。

なお、郵送による提出も可能ですが、書類に不備があった場合は、手続きに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。お急ぎの場合、窓口に書類を持参されることをお勧めします。

## 《認定基準》

## ○ インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝疾患(C型慢性肝炎若しくはChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変又はChild-Pugh 分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変)で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、または実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

- ※1 上記については、C型慢性肝炎又はChild-Pugh 分類AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回の みの助成とし、Child-Pugh 分類B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみの助成とす る。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤 する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うこ とが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、「インタ ーフェロン単剤治療」、「インターフェロン及びリバビリン併用治療」及び「インターフェロン、リ バビリン及びプロテアーゼ阻害薬による3剤併用療法」に係る治療歴の有無を問わない。
- ※2 上記については、初回治療の場合、原則として日本肝臓学会肝臓専門医又は山口県が指定する肝炎 研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る 診断書」を作成すること。
- ※3 再治療の場合、C型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変については、肝疾患診療 連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、原則として日本肝臓学会 肝臓専門医又は山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医 が、Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤 する日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。